

気づいて、変えて、その表現

～ 男女共同参画の視点から考える ～



平成 29 年 2 月

可児市

目次

1	はじめに	1
2	表現ガイドラインの使い方	2
3	ガイドラインに関するよくある質問Q & A	3
4	考えてみよう その表現	4
(1)	性別によってイメージが固定化された表現を使っていませんか	4
(2)	必要以上に男女の区別をしていませんか	6
(3)	男女を対等な表現で描いていますか	7
(4)	女性を飾り物や性的対象として表現していませんか	8
(5)	適切な言葉を使うことを心がけましょう	9

1 はじめに

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことで。

平成 25 年度に実施した「可児市男女共同参画に関する市民意識調査」では、『男は仕事、女は家庭』または『男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性の役割である』という考え方を肯定している市民は、回答者の 21%でした。まだまだ、根強く性別による固定的な役割分担意識が残っているのがわかります。また、女性の回答者の 45%は『男女の固定的な性別役割分担を押し付けられたとき』に女性の人権が尊重されていないと感じている状況にあります。

私たちは市役所の業務で、様々な方法により情報を発信しています。受け手は、その情報から性別による固定的役割分担意識や固定概念を知らず知らずのうちに形成してしまう可能性があり、情報を発信する側は、少なからず影響を与えるということを自覚しなければいけません。

平成 19 年に制定した「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」では、第 10 条において「公衆に表示する情報に関する配慮」を規定しています。

市では、男女共同参画の視点に配慮した刊行物の作成や表現に努めるため、表現ガイドライン「気づいて、変えて、その表現」を作成しました。男女共同参画をめぐる社会状況の変化等に対応するとともに、市民のみなさんにも自治会や P T A の活動等でご活用いただけるよう作成しましたので、様々な場面でのご活用をお願いします。



2 表現ガイドラインの使い方

(1) 表現の判断基準と目安としてのガイドライン

このガイドラインは、特定の表現を禁じたり、その表現の是非を論じたりするものではありません。これまで何気なく使ってきた表現、また何気なく受け取ってきた表現をもう一度立ち止まって、男女共同参画の視点で見つめ直すための判断基準・目安となるものです。

発信する情報が性別による固定的役割分担意識や固定概念を植え付けないように意識していきましょう。そして、男女共同参画社会の実現に向け、より効果的で豊かな発想・表現の手がかりにするために使ってもらいたいと考えています。

(2) こんなふうに使ってほしい

このガイドラインは、5つの視点をテーマにして解説・表現例・イラストに分けて解説しています。チェック項目もありますので、日常業務の中でも作成する文書等ができあがったら確認するために活用ください。

「一度立ち止まって考えてみること」そして「みなさんでその表現について話し合ってみること」が、男女共同参画社会の実現に近づく一歩となるでしょう。

(3) すべての情報伝達媒体が対象

表現ガイドラインは、広報紙、市の広報番組、公文書、ホームページ、SNS、ポスター、冊子やパンフレット等の刊行物のみならず窓口、会議での説明等、可児市が発信するすべての情報が対象です。

また、市民のみなさんにおいては、自治会、PTA等で作成する文書の参考にしてください。

3 ガイドラインに関するよくある質問 Q & A

Q 1 表現は間違っていないのに、表現の統制をするのですか。

この表現ガイドラインは、皆さんの表現を強制するものではありません。よって、表現の自由に反するものでもありません。

このガイドラインを活用していただくことにより、その表現がなぜ問題なのか、その結果どういった弊害が生じる可能性があるのか、どうすればよい表現になるのかを考えていただくきっかけ、手がかりにさせていただきたく作成しました。言葉や表現の繰り返しは、累積的に影響し、人のもののとらえ方、固定概念を形成するのです。

しかし、市が作成する公的な刊行物等や市の職員が携わっている日々の業務は、男女共同参画に向けた表現を確認する責任があることはきちんと認識しておく必要があります。

Q 2 必ず女性と男性を表現しなくてはなりませんか。

刊行物等の目的や提供する相手方によって臨機応変に対応してください。女性、男性どちらを対象にするのか、目的にあった表現が必要です。男女共同参画の視点に立ってその表現を見つめ、相手の人格、人権を尊重した表現を活用することが必要です。

Q 3 昔から培ってきた文化や伝統を壊してしまったりしないでしょうか。

男性と女性を型にはめた枠で二分化する表現では表現しきれないほど、現代社会は既に多様化しています。男女間の差別や不平等につながる文化や伝統は見直していく事も必要です。

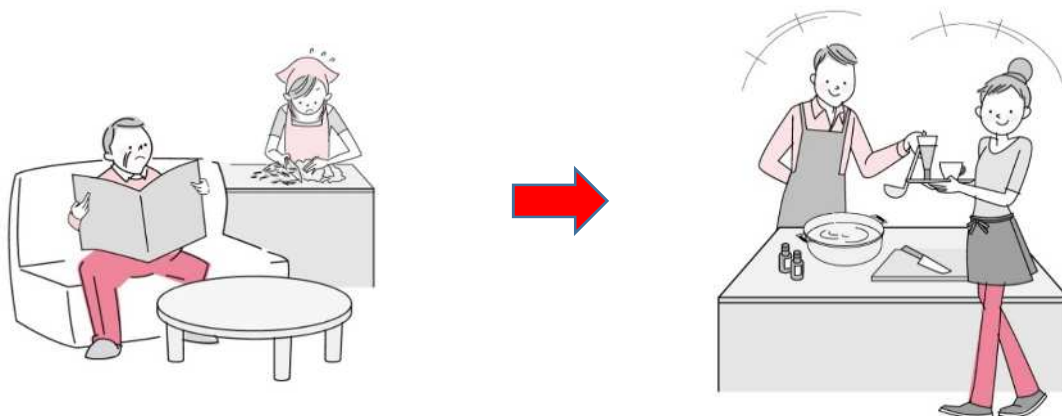
4 考えてみよう その表現

(1) 性別によってイメージが固定化された表現を使っていませんか

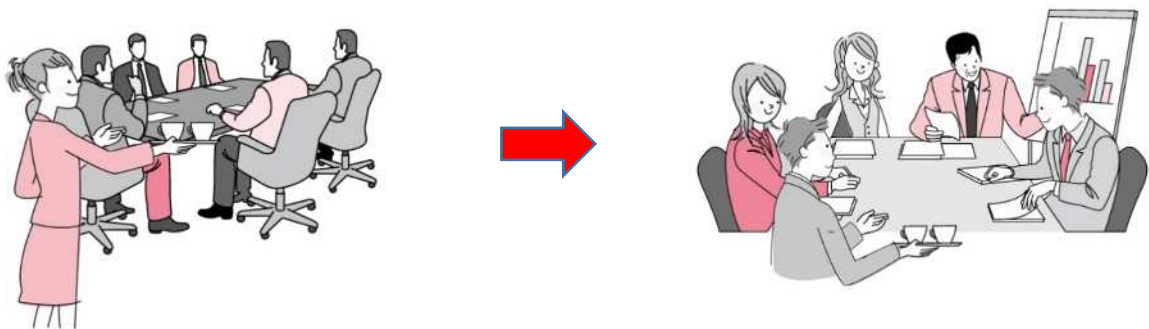
性別による固定的な役割分担意識を押しつけることなく、男女が仕事や家事、育児で協力したり、様々な職業に就いたりしている現実を反映させる表現を心がけましょう。

よく見かける表現例

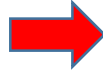
- ・ 女性はいつもエプロン姿（家庭中心）、男性はいつも背広姿（仕事中心）。
- ・ 子育てをして家庭を守るのは女性、外で働くのは男性。
- ・ 医者は男性、看護師は女性。
- ・ 学校等で委員長が男子、副委員長が女子。



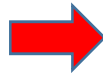
男性も女性も家事に参加していることがわかる表現にしましょう。



男女ともに個性と能力を発揮している場面を表現しましょう。



男女が助け合って介護している姿を表現しましょう。



どのような職種でも、性別に関係なく働いている姿を表現しましょう。

知っていますか？

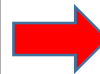
男女共同参画の観点から、同一内容の資格については男女同一の名称になりました。

変更前

保健婦・保健士
看護婦・看護師
準看護婦・準看護師
助産婦
保母・保父

変更後

保健師
看護師
準看護師
助産師
保育士



チェック

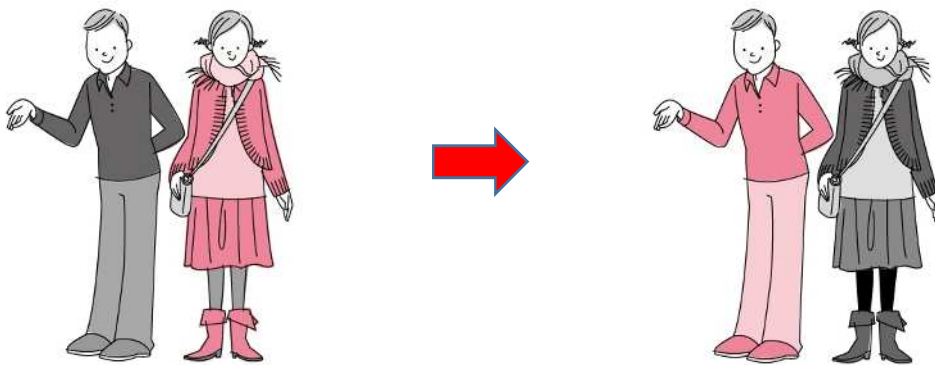
家事や介護で固定的な役割分担表現はありませんか。
職業観での固定的な役割分担表現はありませんか。
地域活動で固定的な役割分担表現はありませんか。

(2) 必要以上に男女の区別をしていませんか

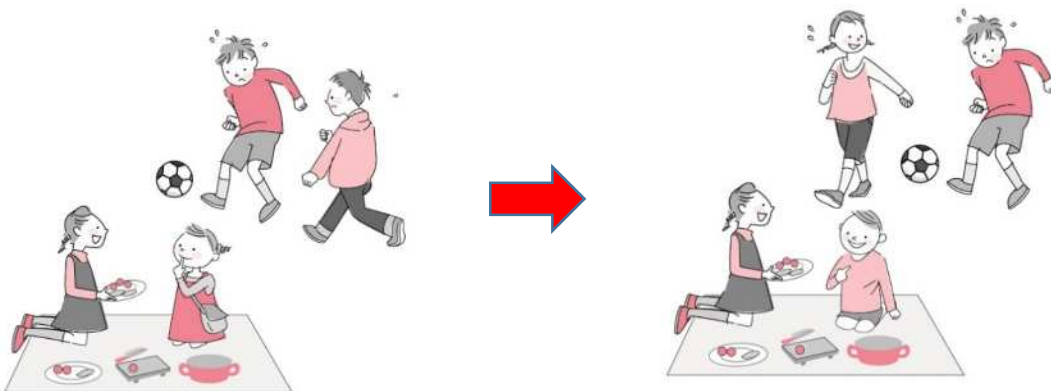
性格や行動は、性別によって決まるものではありません。一人一人に「個性」があり、それぞれ違うことに考慮して表現しましょう。

よく見かける表現例

- ・女性はやさしく、しとやかで消極的で控えめ。男性は強く、力持ち、積極的で行動的。
- ・男性は理数系、女性は文系。
- ・男性だから大学、女性だから短期大学。
- ・「女性なのに料理が苦手」「男性なのに料理が得意」という表現。



色で性別を固定せず、個性を持たせましょう。



好みや行動は人それぞれです。興味・関心を持ったことを表現しましょう。

チェック

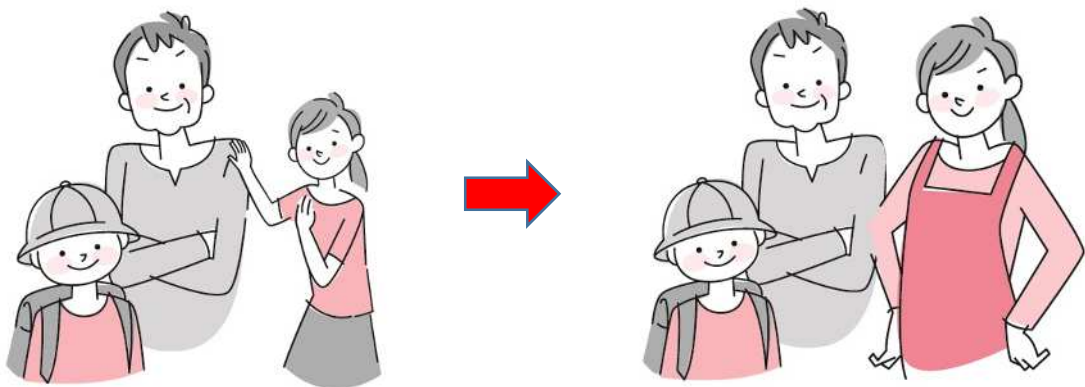
- 興味や関心等の個性を無視した表現はありませんか。
- 服装や外見等の個性を無視した表現はありませんか。
- 性格やふるまい等の個性を無視した表現はありませんか。

(3) 男女を対等な表現で描いていますか

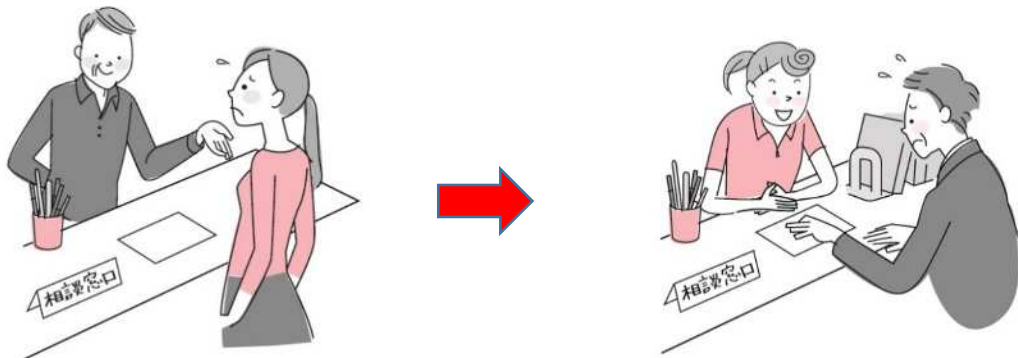
性別に優劣はありません。一人一人の人格に考慮して公正に表現するように心がけましょう。

よく見かける表現例

- ・いつも指示や命令する側は男性、指示や命令を受ける側は女性。
- ・犯罪を注意喚起する広報等でいつも加害者側が男性、被害者側が女性。
- ・スピーチ等の場においていつも男性が演説する側で、女性がサポート役。



男女の立場は対等に表現しましょう。



教える立場に性別はありません。多様な表現に努めましょう。

チェック

男女間に優劣をつける表現はありませんか。

男女の能力の違いをイメージさせるような表現はありませんか。

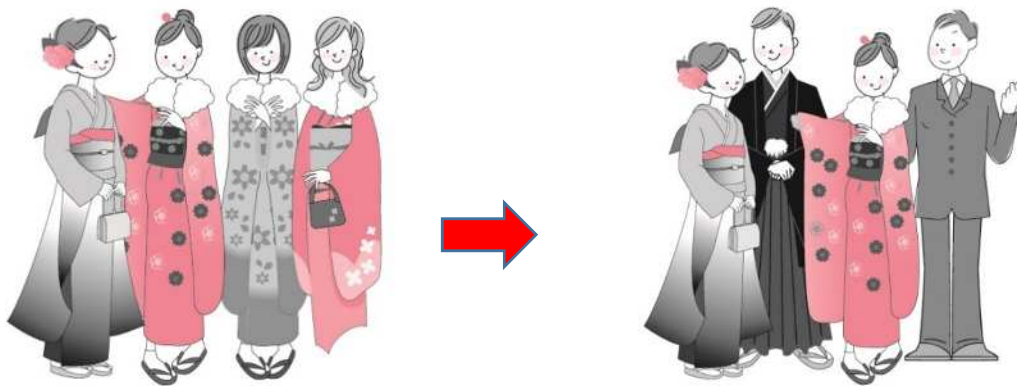
弱者は女性、強者を男性とイメージさせるような表現はありませんか。

(4) 女性を飾り物や性的対象として表現していませんか

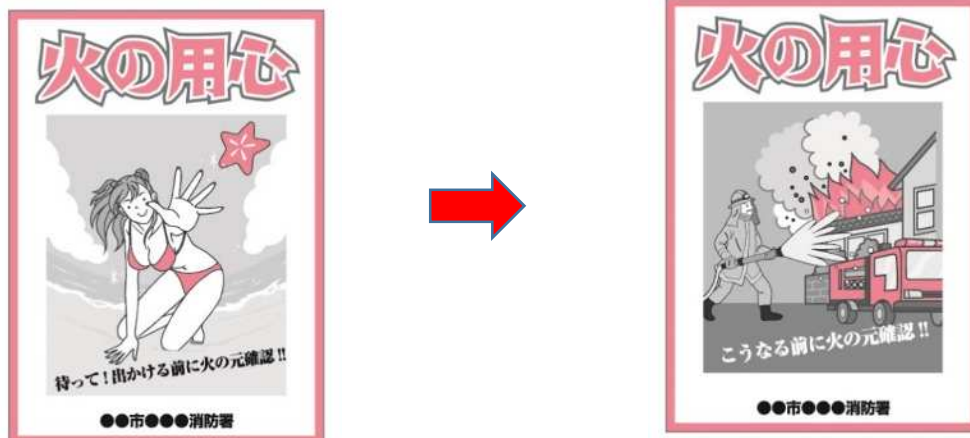
伝えたい内容に関係がないのに女性を用いるアイキャッチャー手法や、女性の体の一部のみを映すクロッピング手法が用いられることがあります。このように女性を「もの」として扱ったり、体の一部を使用することは、女性の人権を無視した表現です。伝えたい内容にふさわしい表現方法を工夫しましょう。

よく見かける表現例

- ・映像で女性の身体の一部のみをアップにして描写する。
- ・海開きになると必ず水着の女性がメインに描写される。



女性のみではなく、男性参加者も描きましょう。



より効果的な、伝えたい内容にあった表現をしましょう。

チェック

伝えたい内容と関係がないのに、女性の容姿に注目した表現をあえて使っていないですか。
身体の一部のみをアップにした表現はありませんか。
登場人物の人数や回数がいずれかに偏っていませんか。

(5) 適切な言葉を使うことを心がけましょう

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」は、男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることを目的とする法律です。この法律では募集や採用について、性別を理由とする差別の内容を具体的に示した指針に基づき、次のような表現が禁止されています。

禁止されている表現例	適切な表現例
ウェイター	ウェイター・ウェイトレス フロアスタッフ
営業マン	営業マン(男女) 営業職、営業社員
カメラマン	カメラマン(男女) 撮影スタッフ
スチュワーデス	フライトアテンダント 客室乗務員
ベルボーイ、ベルガール	ベルスタッフ
看護婦	看護師
保母	保育士
潜水夫	潜水士

マスメディアは自主基準を設けて報道活動を行っています。
 その中で「記者ハンドブック」は、共同通信加盟社が主に新聞における記事の書き方や用語、漢字の使い分けといったルールを冊子にまとめたもので、社会一般の文書表記にも役立つことを願って出版されているものです。

さげたい表現例	望ましい表現例
女史	さん
女流	「女流名人」などの固有名詞以外は使わない
婦警・婦人警官	女性警官
婦女子	女性と子ども
未亡人、後家	故 氏(さん)の妻 「 夫人」「 さん」

女性を特別視する表現や、男性側に対語のない女性表現は原則として使わない。
 性別を理由にした社会的、制度的な差別につながらないように注意する。

さげたい表現例	不適切な理由
女傑、女丈夫、男勝り、女だてらに、女の戦い、職場の花、処女航海、処女作品、処女小説、処女峰、才媛、才女、才色兼備	女性を殊更に強調、特別扱いする表現
女・男のくせに、夫唱婦随、女は愛嬌・男は度胸、いかず後家、売れ残り、男いらず、オールドミス、出戻り、女の浅知恵、女々しい、女の腐ったような	男性優位社会などを背景にした表現

一般社団法人 共同通信社「記者ハンドブック」(2016年3月第13版)から抜粋

チェック

「 のくせに」等という表現はありませんか。
片方の性別に限定してしまう表現は使っていませんか。
広報物等の作成の過程に男性、女性ともに参画していますか。
本当に伝えたいことが、わかりやすく表現できましたか。
さまざまな受け手を想定した、共感が得られる広報物となっていますか。

感覚を研ぎ澄ませましょう

メディア・リテラシー(media literacy)という言葉があります。これはメディア(媒体)が発信する情報を各人が無批判に受け取るのではなく、「自ら考え、自ら読み解く」力を身につけようということです。

普段何気なく接しているマスメディアによる情報の中に、これまで挙げてきた視点での差別や区別表現が潜んでいる可能性があり、その表現が各人の固定概念として無意識のうちに内面化してしまっている可能性があります。

つまり情報を発信する市の担当者をはじめ、すべての職員は、男女共同参画の視点からそのような固定概念や偏りを読み解く力を獲得するよう努め、普段から感覚をみがいておきましょう。



可児市 市民部 人づくり課 男女参画・青少年係
〒509-0292 可児市広見一丁目1番地
電話 0574-62-1111 (内線 3425、3426)
FAX 0574-62-1376
E-mail hitozukuri@city.kani.lg.jp

ガイドラインの中のイラストは、使用することができます。使用される際は人づくり課までお知らせください。